



「彩の国優良ブランド品」制度について

一般社団法人埼玉県物産観光協会

1 「彩の国優良ブランド品」とは

優良な県産品を推奨することにより、県産品の普及と品質の向上を促進し、郷土産業の振興を図るため、埼玉県と（一社）埼玉県物産観光協会では「彩の国優良ブランド品」認定制度を実施しています。

認定された商品には、事業者が推奨マークを印刷したり、推奨マークのシールを貼付してPRすることができます。

また、（一社）埼玉県物産観光協会ではホームページ、デパートや大手スーパーマーケットおよび物産展等でPRします。

2 対象品目

県内の事業者が、県内の事業所において製造若しくは加工した商品又は埼玉県産の原材料を主原料として企画した商品で、一般消費者に販売される食料品、民・工芸品、その他雑貨品及び知事が特に認めるもの。

（推奨品の例）

- （1）原料に埼玉産の農産物や部品等が使用されており県内産業の振興につながるもの
- （2）埼玉らしさがあり、彩の国さいたまのPRにつながるもの
- （3）各地で進めている推奨制度で推奨されているもの
- （4）品評会等で優秀な成績を収めているもの
- （5）既に高い市場評価を得ているもの
- （6）特許を有するなど独自の工夫があり、評価しうる特徴があるもの

3 認定推奨の有効期間

認定日を始期とする毎年11月1日を起算日とした2年間

4 認定申請について

- （1）受付期間 令和元年6月1日～8月31日
- （2）申請書類提出先 （一社）埼玉県物産観光協会
さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル5階
- （3）申請者負担金 1点につき7,000円（税込）
- （4）認定スケジュール 審査会（物産観光協会主催）――10月上旬
県の認定――11月1日～

5 埼玉県物産観光館「そぴあ」について

（一社）埼玉県物産観光協会では、「彩の国優良ブランド品」をはじめとした県産品の普及・販路拡大を図る一環として、埼玉県物産観光館「そぴあ」で、県内各地の名産品を展示・販売しています。

●埼玉県物産観光館「そぴあ」（ソニックシティ2階）

電話番号：048-647-4108

お問い合わせ先

埼玉県産業労働部観光課 048-830-3950

（一社）埼玉県物産観光協会 048-647-4033